

台東区介護・障害福祉サービス等人材採用活動経費助成事業 QA一覧

種類	質問	回答
助成対象法人について	主たる事務所は区外だが、区内に事業所がある場合も申請は可能か	区外に主たる事務所がある場合には申請はできません。
	区内で複数の事業所を運営しているが、助成額上限はどのようになるか。	区内で複数の事業所を運営していたとしても、1法人の上限額が増加することはございません。
助成対象期間について	申請年度内に支払は完了するが、事業は翌年度に完了する場合には、申請可能か。	申請年度内(各年度3月31日まで)に支払と事業ともに完了している必要があります。 年度をまたがって事業を実施する場合には、求人広告会社からの請求と支払日が年度ごとに分割されていることが必要です。例のとおり各年度で申請してください。 (例)R7.7月～R8.6月まで広告を出す R7.7月～R8.3月分をR7.7月に支払→R7年度に申請 R8.4月～R8.6月分をR8.4月に支払→R8年度に申請
助成対象事業について	助成事業について、事務職の求人を含む場合に、申請可能か。	事務職を含む場合にも申請可能です。ただし、事務職のみの求人の場合は申請できません。
	助成事業について、雇用形態等の指定はあるか。	雇用形態については、問いません。 ※常勤、非常勤は問いません。
	各助成事業について、複数の経費の合計額で申請してもよいか。	複数の経費を合計して申請できます。申請上限総額(160万円)を超える分については、助成対象となりません。
	対象事業にあたるかどうかの判断が付かない場合はどのようにすればよいか。	障害福祉課庶務担当(03-5246-1207)へご相談ください。
対象事業について (求人サイト・求人広告への情報掲載)	成果型求人広告については、対象か。	採用を条件に費用が発生する求人広告は対象外です。 掲載型の求人サイト・求人広告に係る経費が対象となります。 また、ダイレクトメール方式も成功報酬型ですので対象外です。 (ただし、クリック課金や応募課金等については対象となります)
	複数の事業所を運営している場合、求人ページに区外の事業所の内容が含まれていてもよいか。	区内事業所の求人情報が掲載されていれば、一部区外の事業所の求人情報が掲載されていても問題ありません。
	職業紹介会社の紹介手数料は、対象か。	対象外です。

台東区介護・障害福祉サービス等人材採用活動経費助成事業 QA一覧

種類	質問	回答
対象事業について (就職説明会等への出展)	インターンシップ説明会は助成対象か	対象です。
	出展時に必要な用品の購入費用またはレンタル費用に、出展時に配布するノベルティの作成料も対象か。	採用促進に係るノベルティの作成は対象となります。 (例)採用ホームページの二次元コードが示された、または採用にかかる案内が直接記載されたボールペン、クリアファイル、ティッシュ等 ただし、採用促進に係るノベルティの作成料は3年に一度のみ申請可能です。
対象事業について (採用ホームページの構築・改修)	自社のホームページに採用に係るページがない場合でも、申請可能か	自社のホームページとして採用ページが含まれる構築及び改修のみ、申請可能です。
	昨年採用ホームページを改修したが、今年度も改修予定である場合、昨年に助成金交付申請をしていなければ、今年度申請可能か。	申請可能です。「採用ホームページ構築・改修」及び「採用パンフレット作成」については、区からの助成金の交付が3年に一度ではありますが、作成・改修を毎年行っていても問題ございません。
	採用ホームページのランニングコストは対象となるか。	対象外です。 採用ホームページの新規コンテンツ作成・変更に係る費用が助成の対象のため、単なる運転費用は助成の対象外となります。
対象事業について (採用パンフレット・採用促進用品の作成)	自社のパンフレットに採用に係るページがない場合でも、申請可能か。	自社のパンフレットに採用ページが含まれる場合のみ、申請可能です。
	ノベルティの作成料は対象となるか。	採用促進に係るノベルティの作成は対象となります。 (例)採用ホームページの二次元コードが示された、または採用にかかる案内が直接記載されたボールペン、クリアファイル、ティッシュ等
助成金について	以下の申請をした場合の交付金額はどのようになるか。 ①求人サイト掲載料→100万円 ②就職説明会参加費→50万円	1法人あたりの助成金上限額は160万円です。したがって左記の場合には、①、②の合計額が150万であるため、計150万円の助成となります。
交付申請について	採用活動計画書(第2号様式)について、各採用活動の金額がわからない場合にはどのように記載すればよいか。	支払予定額を記載してください。